

## 令和8年度美里町国民健康保険税の試算の注意点

### 1. 次のような場合は正しい税額が試算できない場合があります

- ・所得の申告をしていない場合
- ・所得が一定額以下の場合(所得額に応じて均等割額と平等割額が2割、5割、7割軽減される場合があります)
- ・所得金額調整控除が適用になる場合
- ・年度途中で加入者の人数や所得が変更となる場合
- ・年度途中で加入者が40歳、65歳、75歳のいずれかになる場合
- ・雑損失の繰越控除の適用を受けている場合
- ・分離課税の土地建物等譲渡所得の特別控除がある場合
- ・専従者控除または専従者給与を受けている方がいる場合
- ・課税限度額を超える場合

### 2. 国民健康保険税の所得割の算定に用いる「総所得金額等」

次の所得金額の合計です。

- ・事業所得(営業等、農業)・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得
- ・雑所得(年金、その他雑)・一時所得・総合課税の譲渡所得
- ・山林所得金額
- ・上場株式等に係る配当所得等の金額
- ・土地の譲渡等に係る事業所得等の金額
- ・土地・建物等に係る期・短期譲渡所得額(特別控除を引いた後の額)
- ・一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・条約適用利子(配当)等・特例適用利子(配当)等に係る利子所得等(配当所得)の金額

※基礎控除以外の所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は、保険税の計算には適用されません。

※純損失の繰越控除及び上場株式等に係る繰越控除を適用します。

※退職所得(退職金を一時金として受け取る場合)は、総所得金額等には含みません。ただし、退職金を年金という形で受け取る場合は雑所得に含まれます。

※遺族年金、障害年金等の非課税所得は総所得金額等に含みません。

### 3. 国民健康保険税の計算法

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者全員分を世帯ごとに計算します。

- ・「医療分」と「後期支援分」、「子ども・子育て支援分」はすべての加入者が負担します。
- ・「介護分」は40歳から64歳までの加入者のみが負担します。
- ・「医療分」、「後期支援分」、「子ども・子育て支援分」、「介護分」(該当者がいる場合)の合計額が年税額となります。